

令和8年第1回東海村議会臨時会提出議案説明要旨

令和8年1月20日

令和8年第1回東海村議会臨時会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、専決処分の承認1件、条例の改正2件、補正予算1件、村道路線の認定1件の合計5件でございます。

承認第1号 令和7年度東海村一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めるにつきましては、物価高騰に対応した“子育て応援手当”の支給に伴い、必要な予算措置を講じるため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号 「東海村職員の給与に関する条例」の一部を改正する条例の制定につきましては、「労働基準法」第37条第1項に規定する割増賃金の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出に際し、水戸労働基準監督署の“是正勧告”

を踏まえ、対象とする手当を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、これまで、当該算出に当たっては、給料月額に「地域手当」のみを加えておりましたが、正しくは、「地域手当」のほかに、給与上特別な考慮を必要とし、その勤務の特殊性に応じて支給する一部の「特殊勤務手当」を含めて算出することが求められ、対象とする手当が複数となることから、「村規則で定める手当」と改めることとしております。

これは、法律上の解釈につきまして、所管官公署への確認等が不足していたことにより生じたものと認識しており、今後は、その徹底を図ってまいります。

議案第2号 「東海村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の一部を改正する条例の制定につきましては、「扶養手当」に係る経過措置を規定した「附則」中の月額の誤りを改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、昨年3月議会において条例改正した際、令和8年度からは1万3,000円と規定することに併せて、今年度の経過措置として1万1,500円と規定すべきところ、誤って1万5,000円としたところを改めることとしております。

本村としまして、例規上の誤りを再び生じさせましたことは、行政への信頼性にも影響するものと大変重く受け止めており、職員が職務に臨む姿勢を含め、あらためて原点に立ち返り、再発防止策をもって、その適正な執行に努めてまいる所存でございます。

あらためて深くお詫び申し上げますとともに、何とぞ御理解を賜りますようお願ひいたします。

議案第3号 令和7年度東海村一般会計補正予算(第8号)
につきましては、予算総額に、歳入歳出それぞれ
2億6,873万8千円を追加し、予算総額を
249億5,976万1千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、物価高騰に対応した住民への支援金の給付及び低所得の子育て世帯への給付金の支給に伴い、必要な予算措置を講じるものでございます。

議案第4号 村道路線の認定につきましては、「東海村道路認定基準要綱」第4条の規定に基づき、「都市計画法」第29条の規定による開発行為に伴い築造された道路を新たに村道路線として認定するため、「道路法」第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提出いたしました議案について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。